

コーポレート・ガバナンス報告書

2025 年 12 月 25 日

株式会社コヤマ・ミライエ

代表取締役社長 小山 武

問合せ先： 取締役経営企画部 電話番号：(054) 260-7410

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様やお客様をはじめとするステークホルダーから信頼される企業であり続けるとともに、持続的な企業価値の向上を目指しております。そのため経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実に図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小山 武	199,900	99.95
山岸運送株式会社	100	0.05

支配株主名	小山 武
-------	------

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	9 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満
-------------------	--------

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置していない
定款上の監査役の員数	3 名以内
監査役の人数	2 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。当社では、独立した内部監査部門を設置しておりませんが、監査役と内部監査担当者との間で、監査実施状況に関して日常的に協議・連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
濱 祥賀	他の会社の出身者													
山下 哲博	他の会社の出身者								△					

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
濱 祥賀	○	同氏がこれまで所属した法人は当社と取引関係がなく、同氏の親族が所属する法人も当社と取	同氏は現在所属している医療法人にて理事を務めており、現職にて培った

		引関係にないことから、同氏の独立性に問題はないと判断しております。	組織の内部統制やコンプライアンスの知見を活かすことを期待し、社外監査役に選任しております。
山下 哲博	○	同氏が現在代表取締役を務める法人に対し、当社から経営改善全般に対する指導料として毎月報酬を支払っていますが、報酬は高額ではなく、また同氏の社外監査役就任後は同氏が代表を務める法人に対する報酬の支払いを停止することから、同氏の独立性に問題はないと判断しております。	同氏は現在、コンサルティング会社の代表取締役として活動しており、新規事業、事業計画、経営改善支援に加え、人財力強化を通じた組織力向上に高い見識を有しているため、独立した立場で当社取締役の意思決定機能や監督機能の実効性向上に大いに貢献頂けると判断し、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員すべてを独立役員に選任しております。社外監査役の独立性に関する基準、または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

発行者情報において、支給した取締役の人数と報酬総額を記載しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	有
---------------------	---

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会等の重要会議については、十分な審議をいただくために資料の事前配付を行っております。また、社外監査役のサポートは経営企画部において行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ.取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ.監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ.会計監査

当社は、きぼう監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年9月期において監査を執行した公認会計士は石崎勝夫氏、玉置啓太氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名、その他2名であります。

なお当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在の体制を採用する理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためです。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会においては、「定時株主総会招集ご通知」を株主総会前の早期に発送するとともに、発送日に先立って当社ウェブサイトへ掲載しています。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主にご出席いただけますよう、他社の株主総会が集中すると見込まれる日を避けた開催日の設定に留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題であると認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題であると認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の株主の状況に鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを当社ホームページに掲載し公表しております。 https://corp.koyama-miraie.co.jp/disclosure_policy/
IR 資料をホームページ掲載	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主総会の招集通知、発行者情報等を当社ホームページに掲載しております。 https://corp.koyama-miraie.co.jp/
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画部を I R 担当部署として設置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後の検討課題と認識しておりますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行っていく方針です。

Ⅳ. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対策規程」を定め、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

Ⅴ. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

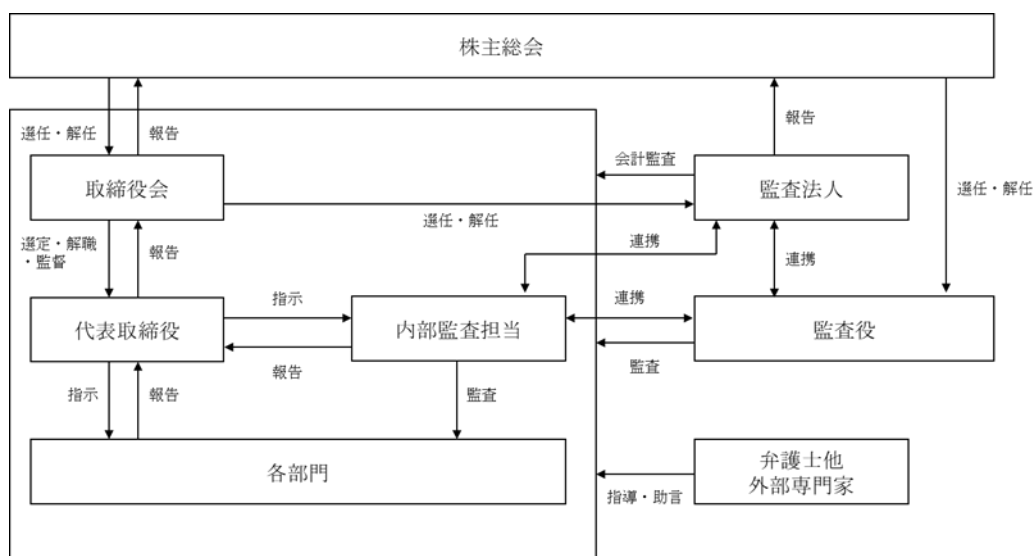
該当項目に関する補足説明

当社は、買収防衛策は導入しておりません。また、今後においても導入する予定はありません。

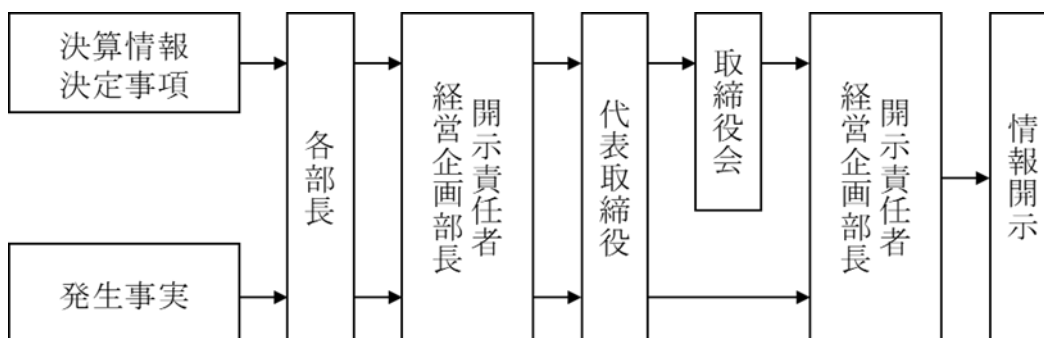
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示フローは次のとおりです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以 上